へき地医療機関への看護師等の派遣にかかる事前研修実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について(令和3年3月2日付け医政発0302第14号)第1-5-(二)の規定により、奈良県のへき地医療機関へ看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師(以下「看護師等」という。)の労働者を派遣するに当たって実施すべき事前研修に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、へき地とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第70号)において定められた地域とする。

(研修対象者)

第3条 事前研修の対象者は、へき地に所在する医療機関に派遣される予定がある看護師等とする。

(実施主体等)

第4条 事前研修の実施主体及び実施内容は、次のとおりとする。

実施主体	実施内容
派遣元事業主	事前研修実施計画及び事前研修資料を作
	成し、研修対象者に対して、事前研修を6
	時間以上実施する。
奈良県(福祉医療部医療政策局	派遣元事業主に、事前研修資料作成のため
地域医療連携課医師・看護師確	の参考資料を提供し、事前研修実施計画の
保対策室)	承認、修了証明書等の発行を行う。

(研修内容)

- 第5条 事前研修において行うべき内容は、次のとおりとする。
  - (1) 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係機 関との連携体制のあり方
  - (2) へき地において特に必要とされる救急医療や在宅医療等に関する知識等
  - (3) 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境(気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等)
  - (4) その他派遣労働者の個人的な属性及び労働者派遣契約の内容等に基づき、派遣先、医療機関及び派遣元事業主で協議の結果、事前研修が必要と判断したもの

(事前研修の実施方法)

- 第6条 事前研修の実施に当たっては、派遣先医療機関と派遣元事業主の間で派遣契約を締結し、事前研修実施計画書(別紙様式第1)及び事前研修資料を作成し、派遣元事業主が奈良県へ事前研修実施計画書及び事前研修資料を提出しなければならない。
- 2 奈良県は、前項の規定に基づき提出された資料を確認後、事前研修承認を通 知する。
- 3 派遣元事業主は、前項の通知を受けた後に、派遣労働者に対して事前研修を 実施しなければならない。
- 4 派遣元事業主は、事前研修修了後、奈良県に対して速やかに事前研修実施報告書(別紙様式第2)を提出しなければならない。
- 5 奈良県は、前項の規定に基づき提出された報告書を確認後、派遣元事業主に対して、事前研修修了確認を通知し、派遣労働者宛てに事前研修修了証明書 (別紙様式第3)を発行する。
- 6 派遣元事業主は、前項の規定により受け取った事前研修修了証明書を派遣労働者宛てに交付しなければならない。

附則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。